

令和7年度熊取町保育利用調整基準表

保育所等の利用調整は、保育の必要性の高さを点数化し、点数の高い順に、希望順位の高い保育施設に入所するように調整します。点数は父母それぞれ算出し、低い方の点数を用いて調整します。

基本点数表

保育を必要とする理由		保育を必要とする度合い	基本点数
1. 就労	居宅外	週4日以上かつ週40時間以上勤務	10点
		週4日以上かつ週35時間以上勤務	9点
		週4日以上かつ週30時間以上勤務	8点
		週4日以上かつ週24時間以上勤務	7点
		上記以外で月64時間以上勤務	6点
	自営（中心者）	週4日以上かつ週40時間以上勤務	8点
		上記以外で月64時間以上勤務	6点
	自営（協力者）	週4日以上かつ週30時間以上勤務	6点
		上記以外で月64時間以上勤務	5点
	内職	週4日以上かつ週40時間以上勤務	5点
週4日以上かつ週30時間以上勤務		4点	
上記以外で月64時間以上勤務		3点	
2. 出産	出産		5点
3. 疾病・障がい	入院		10点
	自宅療養	自宅介護、常時病臥 身体障害1・2級 精神手帳1級、療育手帳A	10点
		常に安静を要し、保育困難 身体障害3級 精神手帳2級、療育手帳B1	8点
		一般療養（上記以外） 身体障害4級以下 精神手帳3級、療育手帳B2	6点
4. 介護・看護	入院	必ず付き添いを要する	9点
		定期的に介護を必要とする	5点
	自宅療養	寝たきりで全介助を要する	8点
		週2～3回通院の付き添いを要する	6点
		身体等の障がい者の訓練等の世話	5点
		その他の一般的な看護	5点
5. 災害復旧	災害復旧		10点
6. 求職活動	求職活動	求職活動中である	1点
7. 短時間労働	短時間労働	月64時間未満の就労かつ就労時間を増やす予定等	2点
8. 就学	就学	就労（居宅外）に準ずる ※通学時間は含まない	就労（居宅外）に準拠
9. 児童虐待等	児童虐待等	児童の状況に応じて決定（意見書の添付が必要）	—
10. 児童の障がい	児童の障がい	児童の状況に応じて決定（意見書の添付が必要）	—
11. その他保育が必要と認められる場合			—

調整指数表

項 目	指数
ひとり親世帯	+5点
生活保護世帯	+5点
19時以降の延長保育が必要	+2点
20時以降の延長保育が必要	+3点
申込児童の兄弟姉妹（1号を含む）が既に入所している認可保育施設を希望	+3点
保育士等の資格を有し町内の認可保育施設等に就労（予定を含む）している場合	+33点
同居の60歳未満の祖父母が保育可能	△4点
育児休業を取得中である（継続利用の申込みに限る）	△4点
下の子どもを保育することが可能、もしくは下の子どもと同伴就労が可能な場合	△2点
認可保育施設を利用できず育児休業の延長が必要となることを許容できる場合	△60点

同点の場合は、以下の基準(1)～(4)に当てはまるかどうか(1)から順に確かめて、当てはまる方を優先します。

(1) 兄弟姉妹が同一の認可保育施設の入所を希望する場合（どちらも入所していない場合）	(1)～(4)に当てはめても調整がつかないときは抽選
(2) 現在育児休業中で、認可保育施設に入所できるなら職場復帰する場合	
(3) 養育している子どもの数が多い世帯	
(4) 保育料の算定に用いる町民税所得割課税額の低い世帯	

子ども … 子ども子育て支援法に基づく「子ども」。18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。